

# 山梨県公報

第二千六百三十九号

平成二十八年

九月二十九日

木曜日

## 目次

### 告示

- 救急病院等の認定……………七七七
- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………七七七
- 特別保護地区の指定……………七九九
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………八〇〇
- 道路の区域変更……………八〇二
- 都市計画の変更(三件)……………八〇三
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………八〇三
- 平成二十七年における人事行政の運営の状況について……………八〇三
- 平成二十七年における人事委員会の業務の状況について……………八一四
- 農用地利用配分計画の認可……………八二二
- 山梨県管電気事業保安規程の一部を改正する規程……………八二三
- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………八二六

## 告示

### 山梨県告示第三百十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年九月二十九日

山梨県知事 後藤 齋

### 一 救急病院の名称及び所在地

名称

所在地

公益財団法人山梨厚生会塩山市民  
病院 甲州市塩山西広門田四百三十三番地一

二 認定期限 平成三十一年九月二十八日

### 山梨県告示第三百十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成二十八年九月二十九日

山梨県知事 後藤 齋

### 一 甲斐駒鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 甲斐駒鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 北杜市白州町地内甲斐駒ヶ岳三角点(標高二千九百六十五・五メートル)を起点として、同所から山梨県・長野県境界線を北西に進み鋸岳三角点(標高二千六百七・一メートル)に至り、同所から同境界線を北西に進み釜無川との接点に至り、同所から同川右岸を北東に進み空堀川との合流点に至り、同所から同川を東南東に進み雨乞岳三角点(標高二千三十七・一メートル)に至り、同所から南東及び南西に順次進み鬼ノ窓を経て中ノ尾根から鞍掛山三角点(標高二千三十七メートル)に至り、同所から南南東に進み黒戸山三角点(標高二千二百五十四メートル)を経て通称宮ノ頭(標高二千六百六十五メートル)に至り、同所から東南東に進み通称ツツミの三角点(標高千七百五十五・一メートル)に至り、同所から南東に進み赤薙大滝に至り、同所から同滝を西進し大武川に至り、同所から同川を西進しヒョングリ滝を経て県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班との接点に至り、同小班境を南東、東、南及び南西に順次進み北杜市・南アルプス市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み仙水峠に至り、同所から登山道を南西に進み北沢小屋に至り、同所から北西に進み北沢峠に至り、同所から山梨県・長野県境界線を北東に進み双児山(標高二千六百四十九メートル)及び駒津峰を経て起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 四千百五・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区

(一) 鳥獣保護区の指定目的 当該地域は、甲斐駒ヶ岳(二千九百六十七メートル)及び編笠山(二千五百四十四メートル)を中心とした高山帯及び亜高山帯の地域であり、南アルプス国立公園の特別保護地区及び特別地域並びに県立南アルプス巨摩自然公園特別地域を含む地域である。当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳頂上付近ではアオノツガザクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ等がみられる。さらにその周囲には、シラビソ、オオシラビソ、ウラジロモミ、コメツガ等が分布しており、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル、テン、イタチ等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、アカネズミ、トガリネズミ、ヤマネ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少な猛禽類のクマタカのほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種等が生息している。以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(二) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二 三ツ峠鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 三ツ峠鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 南都留郡富士河口湖町河口地内の県道富士河口湖笛吹線と県営林道西川新倉線との接点を起点とし、同県道を西及び北に順次進み旧御坂トンネル入口に至り、同所から御坂山(標高千五百九十六メートル)に至る登山道を北西に進み南都留郡富士河口湖町・笛吹市境界線に至り、同所から東及び北に順次進み八丁峠を経て北東に進み大月市・南都留郡富士河口湖町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み都留市・大月市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み清八峠を経て東進し本社ヶ丸三角点(標高千六百三十・八メートル)に至り、同所から同境界線を約二百メートル東進し大幡川に通じる尾根との接点に至り、同所から同尾根を南進し千四百四十三メートル標高点に至り、同所から同尾根を南及び南東に順次進み大幡川との接点に至り、同所から同川を南東に進み通称水たれの沢との接点に至り、同所から同沢を南進して都留市・南都留郡西桂町

境界線上にある三角点(標高千五百四十五・八メートル)に至り、同所から同境界線を西及び南西に順次進み三ツ峠山三角点(標高千七百八十五・二メートル)に至り、同所から登山道を北西及び南西に順次進み木無山(標高千七百三十二メートル)に至り、同所から母の白滝に至る登山道を西進し県営林道西川新倉線との接点に至り、同所から同林道を北東に進み県営林道清八線との接点に至り、同所から県営林道西川新倉線を北及び西に順次進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 七百十五・〇ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 当該地区を含めた地域は、三ツ峠山(標高千七百八十五・二メートル)等を中心とした亜高山帯の地域であり、植生は、山頂付近にクリやミズナラが分布し、その周囲にウラジロモミやコメツガが発達し、また、ヤマボウシやブナ、カラマツ植林も部分的にみられる。また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のニホンザル、ノウサギ、テン、イタチ、タヌキ等、また、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、ニホンリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等が確認されている。以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

三 愛宕山鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 愛宕山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域 甲府市東光寺町地内の高倉川と甲府市道金手東光寺線との交点(宮裏橋)を起点とし、同所から同市道を北西及び南西に順次進み甲府市道来迎寺前通り線との接点に至り、同所から同市道を西に進みJR中央本線線路敷境界線との交点(金手踏切)に至り、同所から同線路敷境界線を北西に進み甲府市道元紺屋愛宕線との接点(愛宕町踏切)に至り、同所から同市道を北東に進み甲府市道岩窪線との接点(不動橋)に至り、同所から同市道を北東に進み甲府市道中瀬大泉線

との接点に至り、同所から同市道を東進し甲府市道三角中瀬線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み県道愛宕山公園線との交点（神橋）に至り、同所から同県道を東及び南に順次進み甲府市道酒折茶道線との接点に至り、同所から同市道を北東及び南東に順次進み国有林甲府事業区境界線（高倉川）との交点（東光橋）に至り、同所から同境界線を南西及び北西に順次進み大笠山稜線を経て南西及び南東に順次進み高倉川との接点に至り、同所から同川を南西に進み起点に至る一団地まで

4 鳥獣保護区の面積 二百八十七・〇ヘクタール  
5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区  
(二) 鳥獣保護区の指定目的 当該地域は、愛宕山を中心とする地域であり、甲府市民の憩いの場であるとともに、レクリエーションの場としても親しまれている。また、愛宕山の頂上付近は、「愛宕山こどもの国」として整備され、県立科学館が整備された後は、さらに多くの児童、生徒が訪れるようになった。当該地域の植生は、頂上付近はクスギヤコナラの林となっており、山腹にはアカマツ植林や落葉果樹園がみられる。また、獣類では、大型哺乳類のイノシシ、ニホンジカをはじめ、中型哺乳類のアナグマ、キツネ等、また、小型哺乳類ではアカネズミ、アズマモグラ、ニホンリス等が確認され、鳥類では、サンコウチョウ、モズ、イワツバメ、メジロ、カッコウ等の低山帯に生息する種がみられる。このように、市街地に近接する地域でありながら、多様な自然環境が残されており、子どもたちが身近な野生鳥獣とふれあい、豊かな情操を育む場として、また、広く市民が野生鳥獣とふれあう喜びを体感できる場として、極めて貴重なエリアとなっている。以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。  
(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。  
(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

四 滝子山鳥獣保護区

1 鳥獣保護区の名称 滝子山鳥獣保護区  
2 鳥獣保護区の区域 大月市笹子町白野所在県有林富士・東部事業区第百三十四林

班ろ四小班  
3 鳥獣保護区の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積 十七・八ヘクタール  
5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区  
(二) 鳥獣保護区の指定目的 当該地区を含めた地域は、滝子山（標高千五百九十・三メートル）を中心とした地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に規定する自然保存地区として昭和五十年から指定されている。植生は、ブナ、ミズナラを主体とした林が発達し、山頂から南西部の急崖には、ブナ、ツガの混合林が広がっている。また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマをはじめ、中型哺乳類のニホンザル、キツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヒメネズミ、ニホンリス等が確認され、鳥類では、キビタキ、アカゲラ等が確認されている。現在指定されている自然保存地区をより実効性のあるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱及び給水、給餌等の施設の設置に努める。  
(2) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。  
(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。  
平成二十八年九月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 甲斐駒特別保護地区  
1 特別保護地区の名称 甲斐駒特別保護地区

2 特別保護地区の区域 北杜市白州町横手及び武川町柳沢所在県有林中北事業区第 四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2イ小班、第四百三十九林班へ小班及び第四百四十林班イ小班からホ小班まで並びに南アルプス市芦安声倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ小班からホ小班までの区域

3 特別保護地区の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積 四百二十一・一ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳(標高二千九百六十七メートル)、鋸岳(標高二千六百八十五メートル)等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガヅクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コメツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、ビンズイ等がみられる。以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二 三ツ峠特別保護地区

1 特別保護地区の名称 三ツ峠特別保護地区

2 特別保護地区の区域 都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班

3 特別保護地区の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積 七十・〇ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的 当該地区を含めた地域は、三ツ峠山(標高千七百八十五・二メートル)等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、

部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマメ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等がみられる。以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百十五号  
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。  
平成二十八年九月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 浅尾原特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 浅尾原特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市明野町浅尾地内の市道江草・小笠原線と市道浅尾新田・浅尾線との交点を起点とし、同所から市道浅尾新田・浅尾線を東進し市道明野浅尾三十一号線との接点に至り、同所から同市道を東進し市道明野浅尾十

三号線との接点に至り、同所から同市道を南進し同市明野町小笠原地区に至る小道との接点に至り、同所から同小道を南、南西及び南東に順次進み栃沢川との交点に至り、同所から同川を南西に進み市道小笠原・浅尾二号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み市道江草・小笠原線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百二十二・〇ヘクタール

二 万沢特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 万沢特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 南巨摩郡南部町万沢地内の国道五十二号線と町道

屋敷平線との接点を起点とし、同町道を西及び南西に順次進み町道宿杉山線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み県道日向宿線との接点に至り、同所から同町道を北西及び北東に順次進み町道沢上宿線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み県道富士川身延線との接点に至り、同所から同町道を南東及び南に順次進み町道高内曲尾線との接点に至り、同所から同町道を南西及び南東に順次進み国道五十二号線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百八十八・一ヘクタール

三 釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 釜無川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 南アルプス市東南湖地内の国道百四十号線と県道富士川南アルプス線との接点(三郡橋北交差点)を起点とし、同所から同町道を北東に進み県道南アルプス甲斐線との接点(浅原橋西交差点)に至り、同所から同町道を北進し県道甲府南アルプス線との交点(開国橋西交差点)に至り、同所から同町道を東進し釜無川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北進し株式会社甲府コトブキ(南アルプス市下高砂千七十七番地一)敷地北東端との接点に至り、同所から東進し県道白井阿原竜王線と甲斐市道上八幡実元橋線との接点に至り、同所から同町道を北東に進み甲斐市道五本松柳原線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み甲斐市道柳原線との接点に至り、同所から同町道を南東に進み甲斐市道中八幡中道線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み甲斐市道新水道線との接点に至り、同所から同町道を南西及び南東に順次進み県道甲府南アルプス線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み県道白井阿原竜王線との交点(開国橋東詰交差点)に至り、同所から同町道を南進し釜無川左岸堤防上の河川管理用通路との接点(鏡中条橋東詰交差点)に至り、同所から同町道を南進し中央市道二千十八号線との接点(浅原橋東詰交差点)に至り、同所から同町道を南西に進み中央市道四千五百七十一号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み中央市道・市川三郷町境界線との交点に至り、同所から同町道を南西に進み南アルプス市・市川三郷町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み国道百四十号線との交点(三郡西橋)に至り、同所から同町道を北西に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 六百八十一・〇ヘクタール

四 つつじヶ崎特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 つつじヶ崎特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 甲府市善光寺町地内の国有林甲府事業区境界線(高倉川)と甲府市道酒折茶道線との交点(東光橋)を起点とし、同所から同町道を北西及び南西に順次進み県道愛宕山公園線との接点に至り、同所から同町道を北及び西に順次進み甲府市道三角中瀬線との交点(神橋)に至り、同所から同町道を北東及び西に順次進み甲府市道鍛冶小路線との接点に至り、同所から同町道を北進し国有林甲府事業区境界線に至る経路との接点に至り、同所から同町道を南進し国有林甲府事業区境界線との交点に至り、同所から同境界線を東及び北東に順次進み大日影を経て南東、南西、北東及び南西に順次進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 六十三・五ヘクタール

五 大法師特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 大法師特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 南巨摩郡富士川町鰍沢地内の県道葦崎南アルプス富士川線と県道高下鰍沢線との接点を起点とし、同所から同町道を南東に進み富士川線と南川との交点に至り、同所から同町道を西進し南巨摩郡旧増穂町・旧鰍沢町境界線との交点に至り、同所から同町道を北及び東に順次進み県道高下鰍沢線との交点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百九・〇ヘクタール

六 中丸特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 中丸特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市長坂町中丸地内の県道茅野北杜葦崎線と大深沢川との交点を起点とし、同所から同町道を南東及び北西に順次進み同町中丸・同町小淵沢町松向境界線との交点に至り、同所から同町境界線を北東に進み大深沢川との交点に至り、同所から同町境界線を南東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百九・〇ヘクタール

六 中丸特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 中丸特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市長坂町中丸地内の県道茅野北杜葦崎線と大深沢川との交点を起点とし、同所から同町道を南東及び北西に順次進み同町中丸・同町小淵沢町松向境界線との交点に至り、同所から同町境界線を北東に進み大深沢川との交点に至り、同所から同町境界線を南東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百九・〇ヘクタール

六 中丸特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 中丸特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市長坂町中丸地内の県道茅野北杜葦崎線と大深沢川との交点を起点とし、同所から同町道を南東及び北西に順次進み同町中丸・同町小淵沢町松向境界線との交点に至り、同所から同町境界線を北東に進み大深沢川との交点に至り、同所から同町境界線を南東に進み起点に至る一団地

3 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類 銃器

5 特定猟具使用禁止区域の面積 百九・〇ヘクタール

六 中丸特定猟具使用禁止区域

1 特定猟具使用禁止区域の名称 中丸特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市長坂町中丸地内の県道茅野北杜葦崎線と大深沢川との交点を起点とし、同所から同町道を南東及び北西に順次進み同町中丸・同町小淵沢町松向境界線との交点に至り、同所から同町境界線を北東に進み大深沢川との交点に至り、同所から同町境界線を南東に進み起点に至る一団地

- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 四十五・〇ヘクタール
- 七 敷島北特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 敷島北特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 甲斐市上芦沢地内の甲斐市・韮崎市境界線と県道韮崎昇仙峡線との接点(ホッチ峠)を起点とし、同所から同県道を東、西、南東、西及び東に順次進み亀沢川にかかる神戸橋を経て県道敷島竜王線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み甲斐市道下福沢安寺線との接点(福沢橋)に至り、同所から同市道を南及び南西に順次進み甲斐市道安寺菅口線(敷島地区集落道安寺下菅口線)との接点に至り、同所から同市道を南進し甲斐市道菅口村中線との接点に至り、同所から同市道を南進し甲斐市道菅口線(菅口支線)との接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲斐市道打返上菅口線(菅口支線)との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市上菅口・漆戸境界尾根との接点(通称「お天狗さん」参道入口)に至り、同所から同尾根を北西に進み通称「お天狗さん」を経て甲斐市・韮崎市境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る一団地
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百五十・〇ヘクタール
- 八 平等川特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 平等川特定猟具使用禁止区域
  - 2 特定猟具使用を禁止する区域 笛吹市春日居町鎮目地内の同市石和町松本・同市春日居町鎮目境界線と平等川右岸から百メートル北西の地点を結んだ線との交点を起点とし、同所から同線を北東に進み山梨市・笛吹市境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み平等川左岸から百メートル南東の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を南西に進み笛吹市石和町松本・同市春日居町鎮目境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し起点に至る一団地
  - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで
  - 4 特定猟具の種類 銃器
  - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 四十・〇ヘクタール

九 境川町原特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 境川町原特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 笛吹市境川町藤笠地内の県道三百八号線と笛吹市道五千七百七十五号線との接点を起点とし、同所から同市道を北西に進み笛吹市道五千七百七十六号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道五千七百八十一号線との接点に至り、同所から同市道を北進し笛吹市道五千七百七十七号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道二千五十七号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み県道三百八号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一団地
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 三十五・五ヘクタール

山梨県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年十月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

区 間	区 間	
	旧	新
南巨摩郡身延町和田字平林五七六番一―四地先から南巨摩郡身延町和田字平林五七六番七―一地先まで	六・八(メートル)	一〇・八(メートル)
南巨摩郡身延町和田字入山五七一―番一―地先から南巨摩郡身延町和田字平林五七六番七―一地先まで	一三三・五(メートル)	四二〇・二(メートル)

一 道路の種類 県道

二 路線名 富士川身延線

三 道路の区域

山梨県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十九日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路（三・三・八号田富東西線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第三百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十九日

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路（三・四・二十号田富西通り線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第三百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十九日

- 一 都市計画の種類 上野原都市計画道路（三・五・四号東通り線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月二十九日

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年九月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人河原部社
  - 2 代表者の氏名 松本恵子
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市清哲町折居百六十四番地二十八
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、小中高生および二十代の若者が地域を知り、地域のひとと繋がり、自己を知り、自立するための支援事業を行うことで、地域を大切にする心の醸成を図ると共に、地域活性の原動力となる若者がいきいきと活躍する社会の実現を目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年九月二十日から同年十一月十九日まで

● 平成二十七年における人事行政の運営の状況について  
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第一項の規定により任命権者から平成二十七年における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

# 山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

## 1 任用

### (1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			平成27年	平成26年	前年増減数
一般行政部門	正式任用		3,046	3,037	9
	再任用職員(常勤)		4	3	1
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)		4	4	0
	任期付職員(短時間)				
小 計			3,054	3,044	10
教育・警察部門	正式任用		9,921	10,006	▲85
	再任用職員(常勤)		43	38	5
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
小 計			9,964	10,044	▲80
公営企業等会計部門	正式任用		107	107	0
	再任用職員(常勤)				
	再任用職員(短時間)				
	任期付職員(常勤)				
	任期付職員(短時間)				
小 計			107	107	0
合 計			13,125	13,195	▲70

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

### (2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成27年度)

職 種	採用	退 職				合 計
		定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職	130	94	14	19	20	147
医 療 職	8	2	2	1	9	14
技能労務職	0	6	1	0	0	7
教 育 職	206	209	65	18	54	346
公 安 職	112	65	3	17	25	110
合 計 (構成比%)	456	376 (60%)	85 (14%)	55 (9%)	108 (17%)	624 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

### (3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成27年4月1日現在)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		28	78	394	
医 療 職		0	3	8	
技能労務職		0	0	4	
教 育 職		0	80	98	
公 安 職		4	22	169	1
合 計		32	183	673	1

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上



(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
一般行政部門	議会	22	22	0	
	総務企画	583	577	6	業務執行体制の強化
	税務	103	101	2	業務執行体制の強化
	民生・衛生	791	794	▲3	事務・事業の見直し等
	商工・労働	267	271	▲4	事務・事業の見直し等
	農林水産	706	706	0	
	土木	582	573	9	業務執行体制の強化
	小計	3,054	3,044	10	
教育・警察部門	教育	8,019	8,114	▲95	児童生徒数の減少
	警察	1,945	1,930	15	警察官の欠員補充等
	小計	9,964	10,044	▲80	
公営会計部門 （企業等）	病院	0	0	0	
	企業局	107	107	0	
	小計	107	107	0	
合計		13,125	13,195	▲70	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2%（633人）純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3%（794人）の純減を達成した。

引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況（決算額） [普通会計+公営企業会計]

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成27年度	H28.3.31 832,507人	千円 465,168,313	千円 6,366,347	千円 120,274,782	% 25.9%

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況（予算額） [普通会計+公営企業会計]

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成28年度	人 13,189	千円 55,923,408	千円 10,462,353	千円 21,489,063	千円 87,874,824	千円 6,663

※ 職員手当には退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況

区分	平成27年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.6		99.7

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。国を100としている。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 339,264	円 422,488	歳 43.2	円 375,839	円 424,486	歳 44.7	円 318,212	円 424,012	歳 38.2

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	180,800円	192,200円	174,200円	186,100円
	高校卒	146,500円	156,400円	142,100円	150,500円
教育職 (小中学校)	大学卒	201,900円	214,400円	—	—
	高校卒	157,100円	170,500円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	201,900円	214,400円	—	—
	高校卒	157,100円	170,500円	—	—
公安職	大学卒	206,800円	219,400円	202,300円	215,200円
	高校卒	174,300円	187,600円	163,800円	176,000円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,104円	317,164円	362,904円
	高校卒	212,643円	267,300円	323,800円
教育職	大学卒	307,176円	357,198円	385,976円
	高校卒	233,272円	213,980円	268,712円
公安職	大学卒	284,659円	339,050円	385,882円
	高校卒	254,282円	296,600円	354,114円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	1年前の構成比	5年前の職員数	5年前の構成比
9級	部長	17	0.5%	17	0.5%	14	0.4%
8級	次長	51	1.5%	55	1.6%	55	1.6%
7級	課長・参事	85	2.5%	79	2.3%	69	2.0%
6級	課長・主幹	876	25.6%	850	24.9%	795	23.1%
5級	課長補佐	443	12.9%	461	13.5%	429	12.5%
4級	主査・副主査	797	23.3%	829	24.3%	996	29.0%
3級	主任	475	13.9%	496	14.5%	565	16.4%
2級	主事・技師	396	11.5%	363	10.6%	294	8.5%
1級	主事・技師	285	8.3%	267	7.8%	223	6.5%
一般行政職職員数		3,425	100.0%	3,417	100.0%	3,440	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数  
 ※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 職員手当の状況

(平成27年度)

区 分	山 梨 県	国
	(平成27年度支給割合)	(平成27年度支給割合)
期末手当	期末手当	期末手当
	6月期 1.225月分 (0.65)月分	6月期 1.225月分 (0.65)月分
勤勉手当	勤勉手当	勤勉手当
	12月期 1.375月分 (0.80)月分	12月期 1.375月分 (0.80)月分
	計 2.60月分 (1.45)月分	計 2.60月分 (1.45)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
退職手当	(支給率) 自己都合	(支給率) 自己都合
	勤続20年 20.445月分	勤続20年 20.445月分
	勤続25年 29.145月分	勤続25年 29.145月分
	勤続35年 41.325月分	勤続35年 41.325月分
	最高限度額 49.59月分	最高限度額 49.59月分
	その他の加算措置 無	その他の加算措置 無
	退職時特別昇給 無	退職時特別昇給 無
	1人当たり平均支給額 3,752千円	23,129千円

※1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (27年度)	区 分	全 職 種
		職員全体に占める手当支給職員の割合
	支給職員1人当たり平均支給年額	50,457円
	手当の種類(手当数)	33
	手 当 の 名 称	
	税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ガム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当	

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,137,835千円
	職員1人当たり支給年額	362千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当	1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員 ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て 2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額	1 国と同じ        2 国と同じ

<p>通勤手当</p>	<p>1 交通機関を利用する場合          徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員          ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合          職員が負担している運賃等          ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合  <math>55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) \times 1/2</math>          ※1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合          徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員          ・四輪自動車          前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～59,040円（81km以上は、60,516円が限度額）          ・自転車を除く二輪車          二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～41,328円（60km以上は44,280円が限度額）          ・自転車          2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,200円（定額）</p> <p>3 1及び2を併用する場合          1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合          異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給          ※特急利用料金等          JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合          通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給（限度額3,000円）</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し          使用距離区分が相違          ※2km以上60km未満2,000円～29,800円（60km以上は31,600円が限度額）</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外          20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>
-------------	---	---

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成27年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	高等学校教育職	小・中学校教育職
45.2 歳	383,814 円	45.5 歳	377,406 円	43.2 歳	339,389 円	109.7	107.2

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部）の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの  
 ※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況

(平成27年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	知事	1,250,000円	
	副知事	960,000円	
	公営企業管理者	810,000円	
	教育長	790,000円	
報酬	議長	910,000円	
	副議長	820,000円	
	議長	770,000円	
期末手当	知事 副知事 公営企業管理者 教育長	(平成27年度支給割合)	
		6月期	1.475月分
		12月期	1.675月分
	議長 副議長	(平成27年度支給割合)	
		6月期	1.475月分
		12月期	1.675月分
退職手当	知事 副知事 公営企業管理者 教育長	(算定方式)	(在職期間)
		給料月額(円) × 在職月数 × 52 / 100 (同一職通算)	
		× 38 / 100 (同一職通算)	
		× 24 / 100 (同一職通算)	
		× 23 / 100 (同一職通算)	

3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成27年1月1日～平成27年12月31日の平均使用日数

知事部局：11.2日 教育委員会(県立学校教員含む)：10.5日  
警察部局：5.0日 企業局：14.2日

4 育児休業・介護休業等

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成27年度)

	平成27年度の取得者数		平成27年度中に新たに取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)		
	育児休業	部分休業	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	
男性職員	5 1		300	5	
女性職員	172 284	30 8	172	172	
合計	177 285	30 8	472	177	

※ 「平成27年度の取得者数」欄の上段は、平成27年度に新たに取得した者、下段は、平成26年度以前から引き続き取得している者の数

なお、上段には平成27年度中に取得可能となり取得した者のほか、平成26年度以前に取得可能となり平成27年度から新たに取得した者が含まれるので、「平成27年度中に新たに取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(2) 介護休業の取得状況

(平成27年度)

	介護休業取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	5	5	5		
女性職員	7	7	7		
合計	12	12	12		

(3) 自己啓発等休業の取得状況 (平成27年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	0 0		

※ 上段は、平成27年度に新たに取得した者、下段は、平成26年度以前から引き続き取得している者の数

(4) 配偶者同行休業の取得状況 (平成27年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学に おける修学	その他
取得者数	0 0				

※ 上段は、平成27年度に新たに取得した者、下段は、平成26年度以前から引き続き取得している者の数

(5) 修学部分休業の取得状況 (平成27年度)

取得者数	0 0
------	--------

※ 上段は、平成27年度に新たに取得した者、下段は、平成26年度以前から引き続き取得している者の数

5 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成27年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		201		201	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成27年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成27年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			201		201	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			201		201	
法第28条第4項により失職した者						

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (平成27年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	3	1	6	11

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成27年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)		3	1	5	9
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1			1	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)					
合 計	1	3	1	6	11

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上  
 ※2 法とは地方公務員法をいう。

6 服 務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成27年度)

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
知 事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教 育 長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成27年度)

任命権者	件 数
知 事	16
教 育 長	9
警察本部長	0
公営企業管理者	0
合 計	25

## 7 研修

(平成27年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	85	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
		テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	205
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	186
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	755
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	279
		特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	573
	派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	34	

## 8 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。



## 9 福祉及び利益の保護

## (1) 職員の厚生福利に関する計画

## ① 職員の健康管理に関する取組状況

(平成27年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局及び企業局）	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

## (2) 職員の厚生福利の実施状況

## ① 職員の健康診断の実施状況

(平成27年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,700人 教育委員会：1,456人 警察部局：1,225人 企業局：51人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,248人 教育委員会：1,345人 警察部局：703人 企業局：54人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トリグラフマ等	知事部局：436人 教育委員会：75人 警察部局：276人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：105人 警察部局：525人 企業局：5人

## ② 職員のレクリエーションの実施状況

(平成27年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県立図書館イベントスペース他	地方職員共済組合山梨県支部	4,168人	平成28年1月20日 ～1月24日	来場者数 353人 出品点数 219点	437,430円
元気回復事業 (教)	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	コラニー文化ホール他	(一財)山梨県教職員互助組合  (一財)山梨県高等学校教職員互助会	4,791人  2,159人	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	参加者数 延 6,056人	12,128,000円  11,200,000円
職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	1,992人	平成28年1月13日 ～1月18日	来場者数 494人 出品点数 58点	322,770円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局を、(警)とは警察部局をいう。

● 平成二十七年度における人事委員会の業務の状況について  
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定によ  
り人事委員会から平成二十七年度における人事委員会の業務の状況について報告があっ  
たので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年九月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

# 山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

## 1 競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の実施状況

#### ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月10日	5月23, 24日	7月7, 8日	7月24日
上 級	6月28日	[1回目] 7月12日 [2回目] 8月1日～ 8月5日	8月27～29日	9月4日
初級・資格免許・ 学校職員	9月27日	[1回目] 10月18日 [2回目] 11月1日	11月22日	11月27日
民間企業等職務 経験者	9月20日	[1回目] 10月18日 [2回目] 11月1日	11月22日	11月27日
警察官(第2回)	9月20日	10月10, 11日	11月24, 25日	12月4日

#### イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	70	795	458	57.6	363	70	6.5
上級	110	885	763	86.2	291	113	6.8
初級	7	56	53	94.6	19	6	8.8
学校職員	12	239	200	83.7	33	14	14.3
民間企業等 職務経験者	4	25	21	84.0	13	3	7.0
資格免許	1	1	1	100.0	1	1	1.0
警察官 (第2回)	60	588	313	53.2	261	60	5.2
合 計	264	2,589	1,809	69.9	981	267	6.8

### (2) 採用選考の実施状況

#### ① 身体障害者を対象とした採用選考の実施状況

##### ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
身障者選考	9月27日	10月27日	—	11月13日

## イ 試験の実施状況

種類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
身障者選考	2	11	11	100.0	9	2	5.5

## ② その他の選考試験の実施状況

職種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師 (衛生)	1	1	1	1
獣医師 (農政)	2	3	2	2
警察官 (サイバー犯罪捜査)	1	3	1	1

## ③ その他の採用選考の実施状況

一般職員						警察官		
職	部局	部局				計	警察 本部	警察 本部
		知事	教育 委員会	警察 本部	その他			
部長及びその相当職		2	1	0	0	3	警視	4
課長及びその相当職		4	0	2	0	6	警部	5
課長補佐及びその相当職		1	18	0	0	19	警部補	3
係長及びその相当職		0	2	0	0	2	巡査部長	8
上記以外		4	1	1	0	6	巡査等	0
合計		11	22	3	0	36	合計	20

## (3) 任期付職員

任命権者	所属	職名	任期	備考
知事	防災局	防災対策専門監	平成28年4月1日 ～平成30年3月31日	採用
知事	観光部	観光推進監	平成28年4月1日 ～平成31年3月31日	任期更新

## (4) 職員の昇任

## ① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部 (一般)	360	117	159	34	34	25
警部 (専門)			31	6	6	2
警部補 (一般)			167	50	50	42
警部補 (専門)			15	10	10	4
巡査部長 (一般)	360	117	153	79	79	72
巡査部長 (専門)			9	5	5	3

② 選考による昇任

一 般 職 員						警 察 官	
職	部局	知 事	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計	警 察 本 部
		部長及びその相当職	30	2	0	5	
課長及びその相当職	52	13	9	2	76	警 部	14
課長補佐及びその相当職	197	50	14	9	270	警部補	28
係長及びその相当職	133	26	11	6	176	巡査部長	1
上記以外	67	14	13	3	97	巡査等	0
合 計	479	105	47	25	656	合計	69

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与に関する報告

① 公民給与較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
384,958 円	383,371 円	1,587 円 (0.41%)

※平成 27 年 4 月分給与

イ 公民特別給の較差

- 平成 26 年 8 月から 27 年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を 0.08 月分上回った。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.18 月	4.10 月

ウ 給与改定について

(7) 月例給

- 給料表 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。
- 地域手当 公民較差を考慮して、県内の公署に勤務する職員の支給割合を 3.0%から 3.3%とすることが適当である。  
県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師については、人事院の報告の内容に準じた支給割合とする。
- 初任給調整手当 給料表の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

(i) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- 民間の支給割合（4.18 月）との均衡を図るとともに、民間の特別給の支給状況を踏まえた上で、人事院勧告に準じて年間支給月数を 0.1 月引き上げる必要がある。
- 年間支給月数 4.10 月 → 4.20 月（0.1 月分）

② 給与制度の総合的見直し

平成 26 年度に、人事院は、地域間、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分といった課題への対応や雇用と年金の接続を踏まえ、給与制度の総合的見直しを勧告し、27 年 4 月から段階的に実施していくこととした。

本県でも、26 年度、職員給与における諸課題に対応するため、給料表の水準の人

事院勧告に準じた引き下げ、地域手当、単身赴任手当等の改定を勧告し、27年4月から段階的に実施していくこととした。

28年度においても、国に準じ、次のとおり改定することとする。

- ア 地域手当 県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師について、人事院の報告に準じた支給割合とする。
- イ 単身赴任手当 人事院の報告に準じた支給額とする。

③ その他の給与上の課題

- ・ 教員給与について、職務に応じた、メリハリある教員給与体系の確立が必要なことから、今後も、国及び他の都道府県の状況等を注視しつつ、適切に対応していく必要がある。
- ・ 再任用職員の給与水準等について、今後、国における検討状況や他の都道府県の動向等に留意し、その給与水準等について、研究・検討を引き続き進めていく必要がある。

④ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請する。

(2) 勧告

① 勧告日 平成27年10月19日

② 実施時期

- ア 平成27年4月の公民の給与較差に基づく給与改定
  - ・ 給料表、初任給調整手当、地域手当 平成27年4月1日
  - ・ 特別給(期末手当及び勤勉手当) 平成27年12月1日
- イ 給与制度の総合的見直しのための改定
  - ・ 地域手当(県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師)、単身赴任手当 平成28年4月1日

③ 勧告内容

- ア 給料表
  - ・ 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表については2,500円、その他の給料表については行政職給料表を基本に引上げ改定すること。
  - ・ 若年層についても、初任給と同程度に引上げ改定すること。
  - ・ その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における公民の給与差が縮小することを踏まえ、それぞれ1,100円の引き上げを基本に改定すること。(平均改定率0.4%)
- イ 初任給調整手当
  - ・ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,300円とすること。
  - ・ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,500円とすること。
- ウ 地域手当
  - ・ 公民較差を考慮して次のとおり引上げ改定すること。
    - (ア) 県内の公署に勤務する職員については、支給割合を3.3%とすること。
    - (イ) 県外の公署に勤務する職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師については、支給割合を人事院の報告に準じて引上げ改定するこ

と。

エ 期末手当及び勤勉手当

・ 一般職員

		6 月期	12 月期
27 年度	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.75 月	0.85 月←0.75 月
(特定幹部職員)	期末手当	1.025 月	1.175 月
	勤勉手当	0.95 月	1.05 月←0.95 月
28 年度以降	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.80 月	0.80 月
(特定幹部職員)	期末手当	1.025 月	1.175 月
	勤勉手当	1.00 月	1.00 月

・ 再任用職員

		6 月期	12 月期
27 年度	期末手当	0.65 月	0.80 月
	勤勉手当	0.35 月	0.40 月←0.35 月
(特定幹部職員)	期末手当	0.55 月	0.70 月
	勤勉手当	0.45 月	0.50 月←0.45 月
28 年度以降	期末手当	0.65 月	0.80 月
	勤勉手当	0.375 月	0.375 月
(特定幹部職員)	期末手当	0.55 月	0.70 月
	勤勉手当	0.475 月	0.475 月

・ 特定任期付職員

		6 月期	12 月期
27 年度	期末手当	1.55 月	1.60 月←1.55 月
28 年度以降	期末手当	1.575 月	1.575 月

(3) 公務運営に関する報告

- ① 有為な人材の確保・育成
- ② 能力・実績に基づく人事管理
- ③ 職員の勤務環境の整備
  - ア 時間外勤務の縮減
  - イ 年次有給休暇の取得促進
  - ウ メンタルヘルス対策
  - エ 家庭と仕事の両立支援
  - オ ハラスメント防止対策
- ④ 服務規律の確保
- ⑤ 雇用と年金の接続
- ⑥ その他の公務運営上の課題

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A) - (B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与									
旅費									
勤務時間									
休暇									
執務環境									
厚生福利									
転任									
任用									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A) - (B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
分 限 処 分	降給								
	降任								
	休職								
	分限免職								
懲 戒 処 分	戒告								
	減給								
	停職								
懲戒免職	1	1	2				1	1	1
転 任									
その他		1	1						1
計	1	2	3	0	0	0	1	1	2

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
平成 26 年不第 1 号	教育委員会	懲戒免職	平成 27 年 4 月 3 日	処分 取消



## 5 苦情相談の状況

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 ・ 服務 関係	厚生・ 福祉関係	公平審査 関係	セクハラ・パワ ハラ・い じめ関係	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0

● 農用地利用配分計画の認可  
 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十八年九月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 農用地利用配分計画

氏名又は名称	居住し、又は所在する市区町村	所在	面積（平方メートル）
奥秋富弘	都留市	都留市厚原字牛石千五百七番	一、八〇〇
荒井直樹	山梨市	山梨市下栗原字一休エ門千十六番一外一筆	二、四三三
新奥長生	韮崎市	韮崎市大草町上條東割字坂下千六百四十二番二外二筆	二、一〇七
新津雄大	南アルプス市	南アルプス市江原字起田五百九十四番一外二筆	一、三八一
農事組合法人 いずみそば組合	北杜市	北杜市大泉町西井出字田中三千二百十七番外一筆	五七〇
		北杜市大泉町西井出字小岩清水四千二百三十六番	一、一七八
浅川辰一	北杜市	北杜市大泉町谷戸字方城	二、九〇一

企業局

農事組合法人 玉浅	北杜市	北杜市高根町浅川字中反千六百二十一番外十九筆	九、八六五
株式会社白州 郷牧場	北杜市	北杜市白州町横手字下北田二千三百三十九番一筆	一、二七九
高井文子	北杜市	北杜市大泉町西井出字苗敷沢八千三百三十七番外一筆	二、二二二
笹原嘉伸	甲斐市	甲斐市大笠字久保入二千二百二十三番一筆	一、七〇七
		甲斐市団子新居字堰上千三百十九番	一、六一一
内田健太郎	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字赤坂千七百九十七番外九筆	一、七九五
武居武仁	甲州市	甲州市塩山藤木字中沢七百三十一番一外二筆	一、六〇一
			三千三百二十四番外七筆
			北杜市大泉町西井出字泉下五千七百二十四番外二十二筆
			三六、五三三

（詳細は、省略し、その関係書類を山梨県農政部担い手・農地対策室に備え置いて縦覧に供する。）

二 認可年月日 平成二十八年九月二十三日

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年九月二十九日

山梨県公営企業管理者 一 瀬 文 昭

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

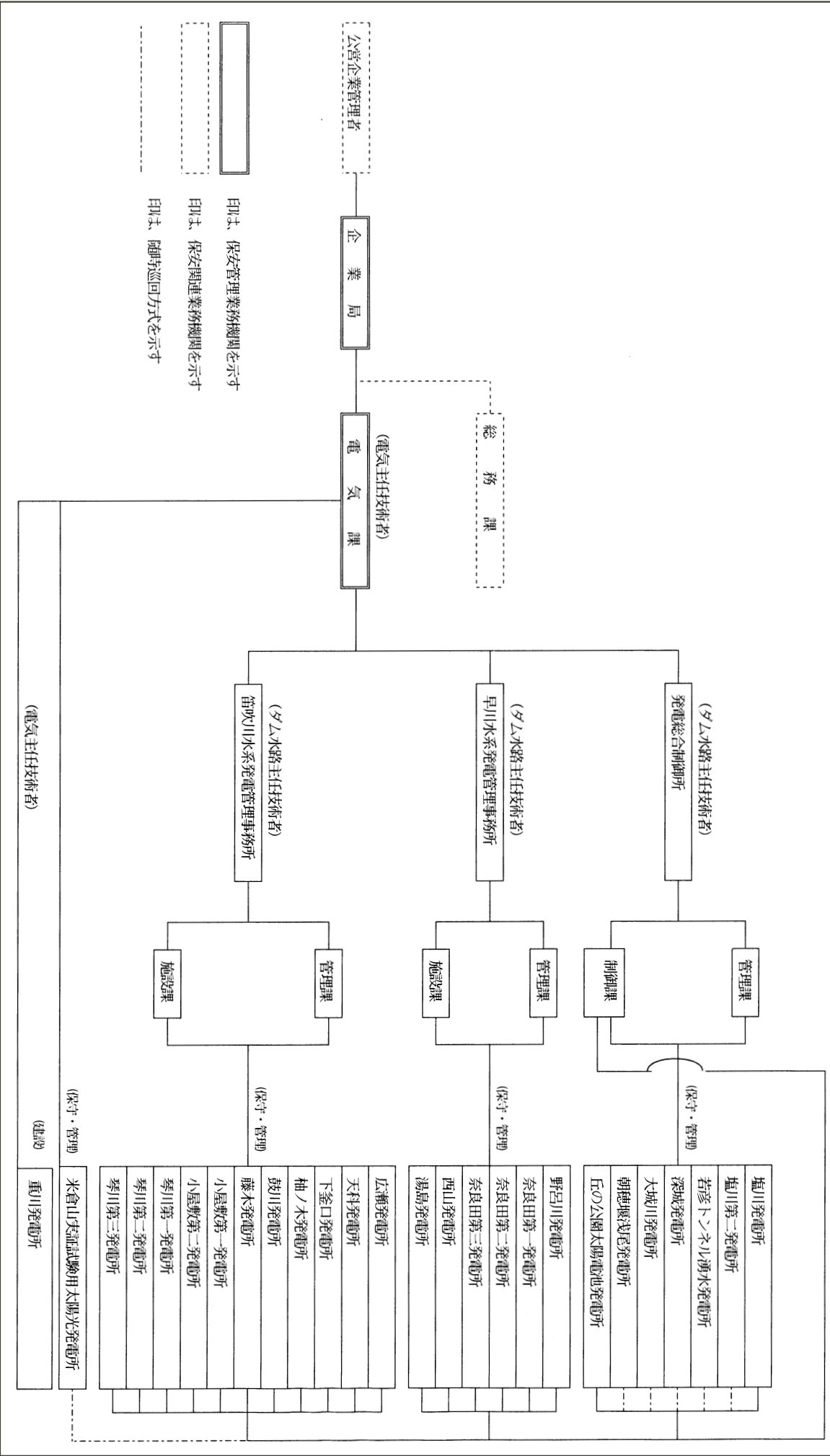
山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項を次のように改める。

電気主任技術者				電気課長
発電総合制御所所管電気工作物	早川水系発電管理事務所所管電気工作物	笛吹川水系発電管理事務所所管電気工作物	米倉山実証試験用太陽光発電所電気工作物	電気課管理職員
重川発電所電気工作物				

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）  
保安に関する組織機構



印は、保安管理業務機関を示す  
 印は、保安関連業務機関を示す  
 印は、随時巡回方式を示す

別表第二 (第四条関係)

附 則

組織の分掌業務

別表第一を次のように改める。

この規程は、公布の日から施行する。

組織		分掌業務
本庁	電気課	1 電気事業の総括に関する事。 2 電気事業に係わる企画及び調整に関する事。 3 電気事業に係わる許可、認可及び免許の申請に関する事。 4 電気事業に係わる建設に関する事。 5 電気料金の算定に関する事。 6 発電所の改良、修繕工事の計画及び指導に関する事。 7 保安教育に関する事。 8 米倉山実証試験用太陽光発電所の保守管理に関する事。 9 重川発電所の建設に関する事。
	事業所	
発電総合制御所	管理課	1 発電総合制御所諸設備の保守管理に関する事。 2 塩川発電所、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所、朝穂堰浅尾発電所及び太陽電池発電所の保守管理に関する事。 3 工事の設計及び施工に関する事。 4 保安教育に関する事。
	制御課	1 発電所の監視・運転制御に関する事。 2 給電業務に関する事。 3 発電所及びダム運用に関する事。 4 塩川発電所、塩川第二発電所、若彦トンネル湧水発電所、深城発電所、大城川発電所、朝穂堰浅尾発電所及び太陽電池発電所の設備並びにダム水路工作物の工事計画に関する事。 5 工事の設計及び施工に関する事。
早川水系発電管理事務所	管理課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所及び湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関する事。 2 ダム及び水路工作物の保守管理に関する事。 3 保安教育に関する事。
	施設課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所及び湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備及びダム水路工作物工事の計画に関する事。 2 工事の設計及び施工に関する事。
笛吹川水系発電管理事務所	管理課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所及び琴川第三発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関する事。 2 調整池及びダム水路工作物の保守管理に関する事。 3 保安教育に関する事。
	施設課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所及び琴川第三発電所の次に掲げる事項 1 設備及び水路工作物工事の計画に関する事。 2 工事の設計及び施工に関する事。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第二十七号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年九月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「甲府市梯町二七二」を「甲府市古閑町二一五九」に、「笛吹市芦川町中芦川六五九の三」を「笛吹市芦川町中芦川五七九」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。